

知的財産権保護の強化に関する意見

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国共産党中央委員会弁公庁・國務院弁公庁は、2019年11月24日に「知的財産権保護の強化に関する意見」（中国語名「关于强化知识产权保护的意見」、以下「意見」）を発表した。
- 中国では、革新的価値の創造を保護することで経済全体の競争力強化を図るために、2017年以降、知的財産権保護に関する政策措置が相次いで打ち出されてきた。もともと、「挙証が困難で保護に時間とコストがかかり、十分な賠償が得られない」等の問題が依然として存在しており、その対策が求められている。2025年までに知的財産権保護の社会満足度を「比較的高い水準」に引き上げていくために発表されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、6大対策（計23措置）が示された。具体的には、(1)制度の拘束力強化と保護の厳格化(①関連法規の改正・整備の加速による権利侵害行為の懲罰強化、②証拠基準の厳格化・規範化、③紛争調停・合意の司法による確認メカニズムの整備による執行措置の強化、④新業態・新分野の保護制度の整備)、(2)社会的監督・共同管理の強化による全面保護局面の形成促進(⑤全人代による法執行に対する監督の強化、⑥社会的共同管理モデルの構築、⑦オンライン識別等の専門技術による保護へのサポート強化)、(3)協力・連携メカニズムの最適化と保護の迅速化(⑧特許・商標・植物新品種等の審査能力の強化と審査期間の短縮による権利付与・確認・維持の連携プロセスの最適化、⑨官庁・地域を跨ぐ重大事案の共同処理・移送メカニズムの健全化、⑩重要分野における迅速な処理チャンネルの構築による簡易事案・紛争の速やかな対応、⑪優位産業の集積地における知的財産権保護センターの配置を含めた迅速な保護を促す機関の整備強化)、(4)海外との意思疎通メカニズムの健全化と同等保護の優れた環境の整備(⑫保護関連の国際協力・交流の強化、⑬国内外権利者との意思疎通チャンネルの健全化、⑭海外での権利保護援助サービスの強化、⑮法執行の国際協力の強化)、(5)基礎的なインフラの整備とサポートの強化(⑯基礎的なプラットフォームの整備強化、⑰専門人材の育成強化、⑱資源投入の拡大と関連支援の強化)、(6)組織的実施の強化と任務遂行の徹底化(⑲組織的な指導力の強化、⑳政策実施の推進、㉑考課・評価の強化、㉒奨励・インセンティブの強化、㉓宣伝・誘導の強化)、である。

【構成(概要)】

「知的財産権保護の強化に関する意見」

(中国共産党中央委員会弁公庁・国務院弁公庁)

成立日：2019年11月24日、発表日：2019年11月24日

1. 全体方針：法律・行政・経済・技術・社会ガバナンス手段の総合的活用による保護の強化と保護能力・水準の全体的向上を促すとの全体方針により、2022年までに権利侵害の多発現象の抑制、権利者の権利維持における「挙証が困難で保護に時間とコストがかかり、十分な賠償が得られない」状態の改善、2025年までに知的財産権保護の社会満足度の比較的高い水準の達成を目指す。
2. 制度の拘束力強化と保護の厳格化：①権利侵害行為の懲罰強化（特許法・商標法・著作権法の改正・整備の加速等）、②証拠基準の厳格化・規範化（民事・刑事・行政事案の「三者合一」審判メカニズムの改革深化等）、③執行措置の強化（紛争調停・合意の司法による確認メカニズムの整備等）、④新業態・新分野の保護制度の整備（新たな保護ニーズへの対応強化等）。
3. 社会的監督・共同管理の強化による全面保護局面の形成促進：⑤法執行監督の強化（全人代による監督の強化等）、⑥社会的共同管理モデルの構築（仲裁・調停・公証業務のメカニズム整備等）、⑦専門技術によるサポートの強化（オンライン識別等の技術手段を活かした保護の強化等）。
4. 協力・連携メカニズムの最適化と保護の迅速化：⑧権利付与・確認・維持の連携プロセスの最適化（特許・商標・植物新品種等の審査能力の強化と審査期間の短縮等）、⑨官庁・地域を跨ぐ事案処理の協力強化（重大事案の共同処理・移送メカニズムの健全化等）、⑩簡易事案・紛争の速やかな対応（重要分野における迅速な処理チャンネルの構築等）、⑪迅速な保護を促す機関の整備（優位産業の集積地における知的財産権保護センターの配置、ワン・ストップ解決の促進等）。
5. 海外との意思疎通メカニズムの健全化と同等保護の優れた環境の整備：⑫国際協力のさらなる強化（保護関連の協力・交流の強化等）、⑬国内外権利者との意思疎通チャンネルの健全化（業界・社会団体との情報交換の強化等）、⑭海外での権利保護援助サービスの強化（紛争の警報・防止メカニズムの構築等）、⑮調整・情報入手メカニズムの健全化（法執行の国際協力の強化等）。
6. 基礎的なインフラの整備とサポートの強化：⑯基礎的なプラットフォームの整備強化、⑰専門人材の育成強化、⑱資源投入の拡大と関連支援の強化（市場運営の権利保護・維持基金の設立等）。
7. 組織的実施の強化と任務遂行の徹底化：⑲組織的な指導力の強化、⑳政策実施の着実な推進、㉑考課・評価の強化、㉒奨励・インセンティブの強化、㉓宣伝・誘導の強化。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/2019-11/24/content_5455070.htm

から入手可能（2019年12月12日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。